

電気・ガス価格激変緩和対策事業への採択について

伊勢崎ガス株式会社（以下、「伊勢崎ガス」）は経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」*1（以下「本事業」）に、次の日程において採択されました。

2022年12月26日（月）電気事業
2022年12月27日（火）都市ガス事業

本事業は、お客さまの使用量に応じた電気料金・都市ガス料金から、政府が指定する単価の値引きを行った事業者に対して、その原資を政府が支援するものです。なお、本事業による値引きに関して、お客さまご自身でのお手続きや伊勢崎ガスへのご連絡は不要です。

【本事業による値引きについて】

1. 概要

毎月分の電気・都市ガス料金計算において、国が定める値引き単価を反映した燃料費調整単価・原料費調整単価に基づき算定いたします。ご契約ごとの値引き単価については、ガス検針票や請求書にてお知らせいたします。

2. 対象となるお客さま

伊勢崎ガスと電気・都市ガスをご契約されているお客さま*2

3. 適用期間

2023年1月使用（2月検針）分～9月使用（10月検針）分の料金

4. 国が定める値引き単価

2023年1月使用（2月検針）分～8月使用（9月検針）分の値引き単価（税込）

電気*3		都市ガス
低圧	高圧	30円/m ³
7円/kWh	3.5円/kWh	

2023年9月使用（10月検針）分の値引き単価（税込）

電気*4		都市ガス
低圧	高圧	15円/m ³
3.5円/kWh	1.8円/kWh	

*1：本事業の概要は[こちら \(https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/\)](https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/) をご覧ください。

*2：以下のお客さまは対象外となります。

電気をご契約で特別高圧のお客さま

都市ガスをご契約で年間契約数量が1,000万m³以上のお客さま

*3：毎月の検針日が1日（計量日1日）のお客さまは、2023年2月使用分から9月使用分となります。

*4：毎月の検針日が1日（計量日1日）のお客さまは、10月使用分となります。